

■ 長期優良住宅建築計画等認定に関するよくある質問

認定の申請はいつまでに行えば良いですか	「新築」「増改築」については、工事の着工前に申請が必要です。
認定がおりるまでの期間はどのくらいですか	長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書の写しを添付して認定申請を行った場合の標準処理期間は5～7営業日です。
認定がおりないと着工ができませんか	認定の申請後であれば認定通知書がおりる前に着工できます。
確認済証がなければ申請できませんか	適法性の確認のため、確認済証の写しを添付をしていただいております。申請時に確認済証がない場合は、認定通知書の受取時までに提出をしてください。なお、都市計画区域外で確認申請が不要なものについては建築工事届の写しを添付してください。
認定申請を郵送やWebで受け付けていますか	申請時に窓口で申請内容を確認し、手数料納付書を発行していますので、郵送やWebでの申請は受け付けておりません。
面積の基準について「居住の用に供する面積」に算入されない部分はどのような部分ですか	駐車場（インナーガレージ含む）、バルコニー（インナーバルコニー含む）、外部収納、上下階への移動空間となる階段、PS、デッドスペースなどが該当します。
階段の上部（2階建てであれば2階部分）に物入等がある場合、「居住の用に供する面積」に算入することが可能ですか	物入等が2階であれば、床の高さが2階の床高さと同じであれば算入することができます。
第四面の建築後の住宅の維持保全の方法及び期間、第五面の建築後の住宅の維持保全の方法の概要、について記入すべき必要事項は何かあるでしょうか	<事業者(法人)が行う場合> ・維持保全の方法:(株)〇〇工務店〇〇支店(住所〇〇県〇〇市〇〇区〇〇1-2-3、電話番号:054-1234-5678)の点検・保証システムを実施(別添の維持保全計画書を参照) ・維持保全の期間:30年 ※維持保全を行う対応部署を記載し、支店の場合は支店名まで記載してください。 ※連絡先（電話番号）も合わせて記載してください。 <認定計画実施者(個人)が行う場合> ・維持保全の方法:申請者本人(電話番号:054-8765-4321)が実施(別添の維持保全計画書参照) ・維持保全の期間:30年 ※連絡先（電話番号）も合わせて記載してください。
住宅用家屋証明書・認定長期優良住宅建築証明書はどこで発行していますか	住宅用家屋証明書は市民税課（Tel:054-221-1032）で申請を受け付けています。 認定長期優良住宅建築証明書は建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関で発行しています。市では発行していません。
住んでいる建物が長期優良住宅か確認できますか	長期優良住宅かどうかは公開されている情報ではなく、個人の財産にも関わるため、お問い合わせいただいても回答できません。 ハウスメーカーや建築士、不動産仲介会社等にお問い合わせください。
長期優良住宅認定通知書を紛失したのですが、再発行は可能ですか	認定通知書の再発行は行っておりません。 認定通知書・認定申請書の保存も、長期にわたり良好な状態で使用するための措置の一つになりますので、新築時・売買時等の書類をご確認いただき保管をお願いします。